

川崎市環境総合研究所における国際貢献の取組について

笠松 志保、小森 章一、北野 浩祥（川崎市環境総合研究所 事業推進課）

川崎市はかつて甚大な公害被害を経験し、公害問題を克服してきた。その中で蓄積してきた経験・ノウハウを活かして、アジアなどの工業化が著しい国々の環境問題改善を図るため、多様な主体と連携して国際貢献の取組を推進している。

ここでは、川崎市環境総合研究所が現在、取り組んでいる国際貢献の取組について紹介する。

1 はじめに

川崎市は京浜工業地帯の中核として1960年代～1970年代における日本の高度経済成長を牽引したが、その反面、急速な環境悪化を招き、大気汚染や水質汚濁などの甚大な公害被害を経験した。このような公害問題に対し、企業・市民・市が一体となって対策を実施し、きれいな空、水など市民が安心して暮らせる生活環境を取り戻してきた。

現在、アジアなどの工業化が著しい国々ではかつての本市が経験した公害問題にまさに直面している状況である。本市が公害問題を克服する中で蓄積してきた環境技術、経験・ノウハウをこれらの国々に提供し、公害問題を解決することを目的に国際貢献を推進している。

ここでは、多様な主体との連携により、川崎市環境総合研究所が進めている国際貢献の取組について紹介する。

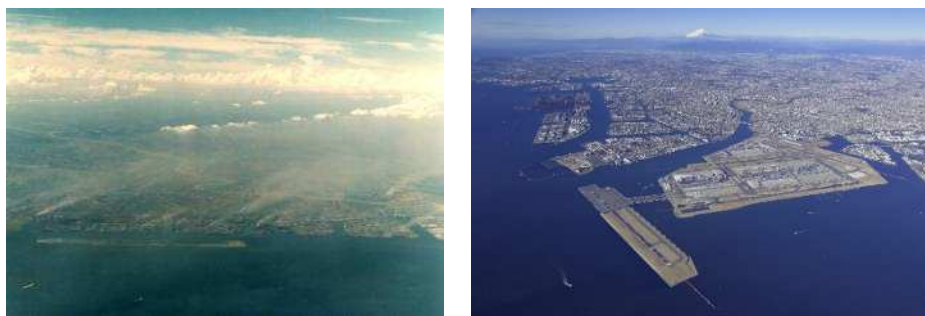


写真1 1960年代の川崎の空（左）と2014年の川崎の空（右）

2 国連環境計画（UNEP）との連携

2.1 経緯

本市とUNEPとの関係は、2003年10月に川崎市長とUNEP事務局長が東京で、会談したことを契機に連携を開始している。国際的なネットワークを持ち、地球規模の環境問題に取り組んでいるUNEPと連携することで、広く国内外へ向けて情報発信、技術移転を進め、持続可能な社会の発展に寄与することが可能となっている。

2.2 アジア・太平洋エコビジネスフォーラム

UNEPとの連携により、本市と参加都市間との連携・協力関係を醸成するため、先進的な環境技術・戦略の情報交換を行う場として、アジア・太平洋エコビジネスフォーラムを2005年から年1回、2014年度までで計11回開催している。過去11回の開催による海外からの参加者はのべ303名となっている。



写真2 第11回アジア・太平洋エコビジネスフォーラムの様子(2015年2月4日・5日)

2.3 国連環境計画 国際環境技術センター(UNEP IETC)エコタウンプロジェクト

UNEP IETCの進めているアジア・太平洋地域の都市を対象としたエコタウンプロジェクトに協力し、日本の経験をアジア・太平洋地域のエコタウン形成に活かすため、川崎を会場とした研修会やフォーラムを2006年度から計4回開催した。

3 中国・瀋陽市との連携

3.1 経緯

本市と中国・瀋陽市は1981年の友好都市締結以来、文化・経済・医療・教育・スポーツなど、幅広い分野で交流を行っている。環境分野での交流を通して友好関係をより一層深めるとともに、環境と経済の好循環を推進し、協力して環境課題に取り組むことを目指している。



図1 瀋陽市概要

表1 瀋陽市との連携の経緯

1981年8月	友好都市議定書調印
1997年5月	環境技術交流協力に関する議定書締結
	環境技術研修生受入開始
2005年8月	環境技術職員受入・派遣協定書締結
2009年2月	循環経済発展協力に関する協定書締結
2009年6月	日本環境省及び中華人民共和国環境保護部による日本国川崎市及び中国瀋陽市の環境にやさしい都市の構築に係る協力に関する覚書締結
2011年5月	循環経済発展協力に関する覚書締結 (友好都市提携30周年)
2012年5月	環境関係5機関の協力に関する覚書締結 (曾維書記来川)

3.2 瀋陽市環境技術研修生の受入

中国・瀋陽市の環境問題解決に寄与するため、瀋陽市環境保護局職員を中心に 1997 年から毎年、環境技術研修生の受入を行っている。2014 年度まで 17 回、のべ 37 名の受入を実施した。



写真3 第17期瀋陽市環境技術研修の様子(2014年11月9日~12月7日)

3.3 都市間連携事業の実施

環境省が実施する中国大気環境改善のための都市間連携の取組は日中両国の都市の協力関係(友好都市関係など)を利用して、PM2.5をはじめとする大気汚染対策分野での連携強化を図り、アジア地域における正常な大気の共有の実現を図るものである。

本市は、長年培ってきた瀋陽市との友好都市関係を活かして、当該事業に応募し、大気汚染の実態把握を含む大気環境対策に関する調査、瀋陽市環境保護局職員を対象とした訪日研修や現地セミナーの開催などを行い、瀋陽市の環境改善のための取組を推進している。



写真4 訪日研修の様子
(2015年1月19日~23日)



写真5 瀋陽市でのセミナーの様子
(2015年3月12日)

4 2国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism: JCM)枠組みを活用した都市間連携事業

4.1 JCM事業枠組みの概要

JCMは、京都議定書の約束期間終了に伴い、市場メカニズム(Clean Development Mechanism: CDM)に代わる枠組みとして、日本国政府が提案した新しい制度である。当該制度は、世界的な温室効果ガスの排出削減・吸収に貢献するため、途上国への温室効果ガス削減技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策を通じ、日本の削減目標の達成に活用することが期待されている。経済産業省、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、環境省がJCM事業枠組みを提供してお

り、本市ではUNEP IETCとの連携により実施してきた「エコタウンプロジェクト」を通じて培ってきたマレーシア国・ペナン州及びインドネシア国・バンドン市との都市間連携関係を基礎に、低炭素都市形成に向けた事業展開を進めている。

4.2 マレーシア国ペナン州「Waste to Energy 技術」による低炭素都市形成支援事業

同州の低炭素都市計画の策定を支援するとともに、廃棄物管理対策の改善に関する従前の取組を発展させるため事業を進めている。本市や市内企業がこれまで蓄積してきた廃棄物管理における技術ノウハウを提供し、ペナン州における統合的廃棄物管理の構築についての協議・支援を行っている。

具体的には、2013年度に環境省「アジアの低炭素社会実現のためのJCM大規模案件形成可能性調査事業」の枠組みのもとで実施した「Waste to Energy 技術によるペナン州の低炭素都市形成事業」における調査・検討結果を受け、川崎市内企業とともに「木質系廃棄物を燃料としたバイオマス発電技術」の事業化を目指している。



写真6 川崎市 ペナン州 覚書締結



図2 ペナン州概要

4.3 バンドン市・川崎市の都市間連携による低炭素都市形成支援事業

低炭素社会の構築を目指して、「低炭素都市計画」の策定支援、街灯のLED化及び建物省エネ化設備の導入、食品残渣等を利用したエネルギーの創出技術の導入など取組を進めている。本市は、これまで培ってきた経験・ノウハウを活かして、法制度、計画策定及び人材育成に関する支援を行っている。

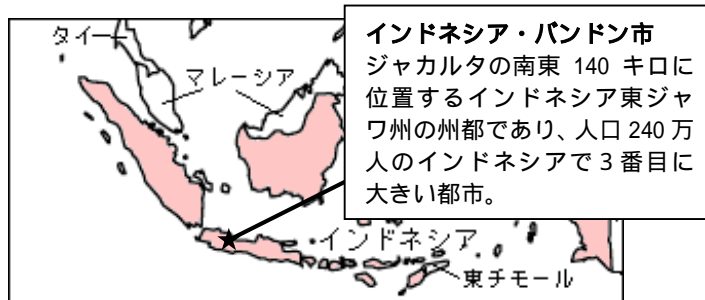


図3 バンドン市概要



写真7 廃棄物ワークショップ in 川崎 (2014年12月)

5 おわりに

国際貢献の取組を進めるにあたっては、現地のニーズ・状況に見合った内容であること、その国の文化・慣習・宗教などを尊重しながら実施することが重要である。今後は、人的交流にとどまらず、具体的なプロジェクト・共同研究などに発展させ、本市の優れた環境技術の海外展開へつなげていくことが期待される。